



医政発 1228 第 9 号
令和 4 年 12 月 28 日

各 〔
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）」等の一部改正について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 47 号）の一部が令和 5 年 1 月 1 日付けで改正されること等に伴い、関連通知及び様式を別紙 1 から別紙 3 のとおり改正し、同日より適用することとしたため、御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

〔別紙 1〕

- 「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）」（令和 3 年 5 月 28 日付け医政発 0528 第 2 号厚生労働省医政局長通知）別紙及び別記様式第 1

新旧対照表

（下線は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別紙 法第 12 条の 2 の 2 第 1 項の認定の申請等の手続きについて 第 1 認定の申請手続き 法第 12 条の 2 の 2 第 1 項の認定の申請は、以下のとおり行うこと。 （1）申請書の作成 申請者は、認定に必要な再編事業に関する所定の事項を別記様式第 1 に基づき記載すること。 （2）事前の地域医療構想調整会議での合意 申請にあたって、別記様式第 1 の別紙 1 に基づく再編計画の記載事項について、地域医療構想調整会議において、協議がなされ合意されていること。 （3）申請書の提出方法	別紙 法第 12 条の 2 第 1 項の認定の申請等の手続きについて 第 1 認定の申請手続き 法第 12 条の 2 第 1 項の認定の申請は、以下のとおり行うこと。 （1）申請書の作成 申請者は、認定に必要な再編事業に関する所定の事項を別記様式 1 に基づき記載すること。 （2）事前の地域医療構想調整会議での合意 申請にあたって、別記様式 1 の別紙 1 に基づく再編計画の記載事項について、地域医療構想調整会議において、協議がなされ合意されていること。 （3）申請書の提出方法

別記様式第1に基づき記載した申請書及び以下の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して地方厚生（支）局長に提出すること。 ①～⑥ （略） 第2 認定再編計画の変更手続き （1）変更申請書の作成 認定医療機関開設者は、認定再編計画について変更しようとするときは変更事項を別記様式第2に基づき記載すること。 （2）（略） （3）申請書の提出方法 別記様式第2に基づき記載した変更申請書及び以下①～④の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して地方厚生（支）局長に提出すること。なお、③、④については、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。 ①～④ （略） 第3 認定再編計画の軽微な変更の手続き （1）軽微変更届出書の作成 認定医療機関開設者は、認定再編計画について軽微な変更をしようとするときは変更事項を別記様式第3に基	別記様式1に基づき記載した申請書及び以下の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して地方厚生（支）局長に提出すること。 ①～⑥ （略） 第2 認定再編計画の変更手続き （1）変更申請書の作成 認定医療機関開設者は、認定再編計画について変更しようとするときは変更事項を別記様式2に基づき記載すること。 （2）（略） （3）申請書の提出方法 別記様式2に基づき記載した変更申請書及び以下①～④の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して地方厚生（支）局長に提出すること。なお、③、④については、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。 ①～④ （略） 第3 認定再編計画の軽微な変更の手続き （1）軽微変更届出書の作成 認定医療機関開設者は、認定再編計画について軽微な変更をしようとするときは変更事項を別記様式3に
---	--

づき記載すること。 (2) 軽微変更届出書の提出方法 別記様式第3に基づき記載した軽微変更届出書及び以下①～③の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して地方厚生（支）局長に提出すること。なお、②、③については、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。 ① 変更後の再編計画（別記様式第1の別紙1及び別紙2） ②・③ （略） 第4 認定再編計画の実施状況の報告の手続き (1) 実施状況報告書の作成 認定医療機関開設者は、認定再編計画の実施状況について報告をしようとするときは報告事項を別記様式第4に基づき記載すること。 (2) 実施状況報告書の提出方法 別記様式第4に基づき記載した実施状況報告書及び以下①～②の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して地方厚生（支）局長に提出すること。 ① 認定再編計画（別記様式第1の別紙1及び別紙2） ② （略）	基づき記載すること。 (2) 軽微変更届出書の提出方法 別記様式3に基づき記載した軽微変更届出書及び以下①～③の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して地方厚生（支）局長に提出すること。なお、②、③については、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。 ① 変更後の再編計画（別記様式1の別紙1及び別紙2） ②・③ （略） 第4 認定再編計画の実施状況の報告の手続き (1) 実施状況報告書の作成 認定医療機関開設者は、認定再編計画の実施状況について報告をしようとするときは報告事項を別記様式4に基づき記載すること。 (2) 実施状況報告書の提出方法 別記様式4に基づき記載した実施状況報告書及び以下①～②の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して地方厚生（支）局長に提出すること。 ① 認定再編計画（別記様式1の別紙1及び別紙2） ② （略）
--	--

別記様式第 1	別記様式第 1
再編計画の認定申請書	再編計画の認定申請書
年 月 日	年 月 日
地方厚生（支）局長 殿	地方厚生（支）局長 殿
申請者 住 所 医療機関名 氏 名	申請者 住 所 医療機関名 氏 名
地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 （平成元年法律第64号）第12条の2の2第1項の規定に基づき、別 紙の計画について認定を受けたいので申請します。 （略）	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 （平成元年法律第64号）第12条の2第1項の規定に基づき、別紙 の計画について認定を受けたいので申請します。 （略）

(別紙1) 再編計画 1. 医療機関の再編の事業の対象とする医療機関に関する事項 <table border="1"> <tr> <td>開設者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>開設者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> ※ 表は医療機関数によって適宜追加すること 2. 医療機関の再編の事業の内容 (1) (略) (2-1) 再編後の医療機関に関する事項 <table border="1"> <tr> <td>開設者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> ※ 表は医療機関数によって適宜追加すること (略)	開設者	(略)	(略)	(略)	開設者	(略)	(略)	(略)	開設者	(略)	(略)	(略)	(別紙1) 再編計画 1. 医療機関の再編の事業の対象とする医療機関に関する事項 <table border="1"> <tr> <td>開設者及び設置主体</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>開設者及び設置主体</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> ※ 表は医療機関数によって適宜追加すること 2. 医療機関の再編の事業の内容 (1) (略) (2-1) 再編後の医療機関に関する事項 <table border="1"> <tr> <td>開設者及び設置主体</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> ※ 表は医療機関数によって適宜追加すること (略)	開設者及び設置主体	(略)	(略)	(略)	開設者及び設置主体	(略)	(略)	(略)	開設者及び設置主体	(略)	(略)	(略)
開設者	(略)																								
(略)	(略)																								
開設者	(略)																								
(略)	(略)																								
開設者	(略)																								
(略)	(略)																								
開設者及び設置主体	(略)																								
(略)	(略)																								
開設者及び設置主体	(略)																								
(略)	(略)																								
開設者及び設置主体	(略)																								
(略)	(略)																								

[別紙 2]

- 再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について（令和 3 年 5 月 28 日付け医政発 0528 第 4 号厚生労働省医政局長通知）本文及び様式（第 80 条の 3 第 1 項又は第 2 項関係）

新旧対照表

（下線は改正部分）

改 正 後	改 正 前
医 政 発 0528 第 4 号 令 和 3 年 5 月 28 日 各 { 都道府県知事 保健所設置市長 殿 特別区長 } 厚 生 労 働 省 医 政 局 長 (公 印 省 略) 再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について 所得税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 11 号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年財務省令第 21 号。以下「改正省令」という。）の施行に伴い、地域における医療	医 政 発 0528 第 4 号 令 和 3 年 5 月 28 日 各 { 都道府県知事 保健所設置市長 殿 特別区長 } 厚 生 労 働 省 医 政 局 長 (公 印 省 略) 再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について 所得税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 11 号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年財務省令第 21 号。以下「改正省令」という。）の施行に伴い、地域におけ

及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）<u>第 12 条の 2 の 2 第 1 項</u>に規定する再編計画の認定（同法第 12 条の 6 第 1 項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の軽減措置が本日より講じられることとなりました。 当該軽減措置の適用を受けるために必要な手続き等について、下記のとおり定めることとしたため、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。 なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。 記 1 （略） 2 概要 （1） （略） （2） 医療機関における手続 再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築した土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、	る医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）<u>第 12 条の 2 第 1 項</u>に規定する再編計画の認定（同法第 12 条の 6 第 1 項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の軽減措置が本日より講じられることとなりました。 当該軽減措置の適用を受けるために必要な手続き等について、下記のとおり定めることとしたため、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。 なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。 記 1 （略） 2 概要 （1） （略） （2） 医療機関における手続 再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築した土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、
---	--

① 登記を行う前に、改正省令による改正後の租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 30 条の 4 の規定に基づき、別添様式の租税特別措置法適用証明申請書に必要事項を記載の上、地方厚生（支）局に申請を行うこと。

※ 租税特別措置法適用証明書の申請については、再編計画の認定の申請日以降に、下記申請先に郵送又はメールで提出することとする。

② 当該土地の取得又は建物の建築後 1 年以内に、登記の申請書に地方厚生（支）局より交付を受けた租税特別措置法適用証明書を添付した上で、登記所において登記を行うこと。

3 照会・申請先

（北海道厚生局）

〒060-0808 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 8 階

北海道厚生局健康福祉部医事課

TEL：011-709-2311

（東北厚生局）

① 登記を行う前に、改正省令による改正後の租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 30 条の 4 の規定に基づき、別添様式の租税特別措置法適用証明申請書に必要事項を記載の上、厚生労働省に申請を行うこと。

※ 租税特別措置法適用証明書の申請については、再編計画の認定の申請日以降に、下記申請先に郵送することとする。申請に当たっては、返信用封筒（A 4 の証明書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付すること。）を併せて送付すること。

② 当該土地の取得又は建物の建築後 1 年以内に、登記の申請書に厚生労働省より交付を受けた租税特別措置法適用証明書を添付した上で、登記所において登記を行うこと。

3 照会・申請先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 20 階

厚生労働省医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室

TEL:03-3595-2186 （内線：2661）

FAX:03-3503-8562

Email: iryo-keikaku@mhlw.go.jp

〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院 1-1-20 花京院スクア 13 階 東北厚生局健康福祉部医事課 TEL：022-726-9263 (関東信越厚生局) 〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新 都心合同庁舎 1 号館 7 F 関東信越厚生局健康福祉部医事課 TEL：048-740-0754 (東海北陸厚生局) 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎 第 3 号館 3 階 東海北陸厚生局健康福祉部医事課 TEL：052-971-8836 (近畿厚生局) 〒540-0011 大阪府大阪市中央区農人橋 1-1-22 大江ビル 7 階 近畿厚生局健康福祉部医事課 TEL：06-6942-2492 (中国四国厚生局)	
--	--

〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル
2階

中国四国厚生局健康福祉部医事課

TEL：082-223-8204

(四国厚生支局)

〒760-0019 香川県高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー9
階

四国厚生支局健康福祉課

TEL：087-851-9566

(九州厚生局)

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合
同庁舎2階

九州厚生局健康福祉部医事課

TEL：092-472-2366

※メールで申請書等を提出する場合の送信先は、各厚生（支）局にご
確認ください。

様式（第 80 条の 3 第 1 項又は第 2 項関係） 租税特別措置法適用証明申請書 年 月 日 厚生労働大臣 名 殿 主たる事務所の所在地 名 称 代表者の資格及び氏名 （注 1） 下記事項が租税特別措置法第 80 条の 3 第○項に該当するものであることにつき、租税特別措置法施行規則第 30 条の 4 第○項の規定による証明を受けたいので申請します。 記 1・2 （略） 3. 租税特別措置法第 80 条の 3 第 1 項に規定する地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 12 条の 2 の 2 第 1 項（変更の認定の場合には、同法第 12 条の 6 第 1 項）の認定年月日	様式（第 80 条の 3 第 1 項又は第 2 項関係） 租税特別措置法適用証明申請書 年 月 日 厚生労働大臣 名 殿 主たる事務所の所在地 名 称 代表者の資格及び氏名 （注 1） 下記事項が租税特別措置法第 80 条の 3 第○項に該当するものであることにつき、租税特別措置法施行規則第 30 条の 4 第○項の規定による証明を受けたいので申請します。 記 1・2 （略） 3. 租税特別措置法第 80 条の 3 第 1 項に規定する地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 12 条の 2 第 1 項（変更の認定の場合には、同法第 12 条の 6 第 1 項）の認定年月日
--	--

年 月 日 4・5 (略) 6. <u>土地の取得年月日又は建物の建築年月日</u> 年 月 日 (略)	年 月 日 4・5 (略) 6. <u>上記登記申請人が、上記不動産の取得又は建築をした年月日</u> 年 月 日 (略)
---	--

[別紙3]

- 再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について（令和4年4月1日付け医政発0401第25号厚生労働省医政局長通知）

新旧対照表

（下線は改正部分）

改 正 後	改 正 前
医政発0401第25号 令和4年4月1日 各 都道府県知事 保健所設置市長 殿 特別区長 厚生労働省医政局長 （公印省略） 再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について （略） 記	医政発0401第25号 令和4年4月1日 各 都道府県知事 保健所設置市長 殿 特別区長 厚生労働省医政局長 （公印省略） 再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について （略） 記

1 特例措置の概要 地域医療構想の実現のため、認定医療機関開設者（医療介護総合確保法第 12 条の 2 の 2 第 1 項に規定する再編計画の認定を受けた医療機関の開設者をいう。以下同じ。）が、当該認定を受けた再編計画（同法第 12 条の 6 第 1 項の規定による変更の認定又は同条第 2 項の変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。）に基づき不動産を取得した場合における当該不動産の取得に係る不動産取得税について、当該不動産の価額の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置（以下単に「特例措置」という。）を令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで講ずるもの。 2・3 （略）	1 特例措置の概要 地域医療構想の実現のため、認定医療機関開設者（医療介護総合確保法第 12 条の 2 第 1 項に規定する再編計画の認定を受けた医療機関の開設者をいう。以下同じ。）が、当該認定を受けた再編計画（同法第 12 条の 6 第 1 項の規定による変更の認定又は同条第 2 項の変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。）に基づき不動産を取得した場合における当該不動産の取得に係る不動産取得税について、当該不動産の価額の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置（以下単に「特例措置」という。）を令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで講ずるもの。 2・3 （略）
---	---

医政発 0528 第 2 号

令和 3 年 5 月 28 日

医政発 0930 第 2 号

令和 4 年 9 月 30 日

最終改正 医政発 1228 第 9 号

令和 4 年 12 月 28 日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための
医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）が本日公布され、改正法のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「法」という。）の一部改正（都道府県計画及び基金の見直しに関する事項及び再編計画に関する事項）については、同日付けで施行となります。

これに伴い、施行に必要な関係政令等の整備を行うため、本日、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 160 号。以下「改正政令」という。）及び地域における医療及び介護の総合的な促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 101 号。以下「改正省令」という。）が公布され、いずれも同日付けで施行となります。

これらの趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

人口減少・高齢化が着実に進む中で、医療ニーズの変化を見据えつつ、質の高い効率的な医療提供体制を維持していくため、地域医療構想の実現に向けた、地域における病床の機能の分化・連携を推進するための医療機関の取組の支援を強化することとし、都道府県計画及び基金の見直し並びに再編計画に関する規定の新設を講じるもの。

第2 改正の内容

1 都道府県計画及び基金の見直しに関する事項

都道府県が都道府県計画に定めることができる事項として、「地域医療構想の達成に向けた医療機関（地域における病床の機能（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第2項第6号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）の分化及び連携を推進するために当該地域における病床数の変更を伴う取組を行うものに限る。）の運営の支援に関する事業」を追加し、地域医療介護総合確保基金のうち当該事業に係るものについては、国は、その財源に充てるために必要な資金の全額を負担するものとする。

当該事業を含む地域医療介護総合確保基金に係る手続き等については、追って定めることとする。

2 再編計画に関する事項

医療機関の開設者は、単独で又は共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための2以上の医療機関の再編の事業（以下「医療機関の再編の事業」という。）に関する計画（以下「再編計画」という。）を作成し、これを医療機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局の地方厚生（支）局長（以下「地方厚生（支）局長」という。）に提出して、当該再編計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

当該認定に係る手続等については、次に掲げるとおりとすること。

なお、所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年財務省令第21号）の施行に伴い、再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の軽減措置の適用を受けることができる。その手続等については、「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」（令和3年5月28日付け医政発0528第4号厚生労働省医政局長通知）を参照すること。

（1）再編計画の認定

① 再編計画の認定の申請書類

再編計画の認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。また、地方厚生（支）局長は、次に掲げる書類のほか、再編計画が④に掲げる要件に適合するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

なお、申請する再編計画（②エ及びオに掲げる事項に係る部分を除く。）は、あらかじめ医療法第30条の14第1項に規定する協議の場合（以下「地域医療構想調整会議」という。）に提出し、その協議を経たものでなければならない。

ア 当該申請をしようとする者が法人である場合には、その登記事

項証明書及び定款又はこれに代わる書面

イ 当該申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し

ウ 当該申請をしようとする者の最近 2 期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近 1 年間の事業内容の概要を記載した書類）

エ 再編計画が、地域医療構想調整会議における協議に基づくものであることを示す書類

オ 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類

カ 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類

② 再編計画の記載事項

再編計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

ア 医療機関の再編の事業の対象とする医療機関に関する事項

イ 医療機関の再編の事業の内容

ウ 医療機関の再編の事業の実施時期

エ 医療機関の再編の事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

オ 医療機関の再編の事業の用に供する不動産を取得する場合には、当該不動産に関する事項

③ 再編計画の認定の申請方法

再編計画の認定の申請は、その計画に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事を経由してするものとする。

④ 再編計画の認定の基準

地方厚生（支）局長は、再編計画の認定の申請があった場合において、当該申請に係る再編計画が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、再編計画の認定をするものとする。

ア 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するために適切なものであること。なお、以下に該当する場合には、適切とは判断できないこと。

- ・ 再編前後の対象医療機関の病床機能別病床数の合計について、当該医療機関が所在する構想区域において不足する病床機能以外の病床機能の病床数の合計が増加する場合（理由がやむを得ないものと認められない場合に限る。）

- ・ 再編後の医療機関において、病床が全て稼働していない病棟（過去 1 年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成されている病棟をいう。）を有することとなる場合

イ 再編計画の記載事項が、地域医療構想調整会議における協議に基づくものであること。

- ⑤ 関係都道府県の意見の聴取
地方厚生（支）局長は、再編計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県の意見を聴かなければならない。
- ⑥ 再編計画の認定の通知
地方厚生（支）局長は、再編計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都道府県に通知しなければならない。

（２）再編計画の変更

- ① 再編計画の変更の認定
再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、当該再編計画の変更をしようとするときは、地方厚生（支）局長の認定を受けなければならない。ただし、以下に掲げる軽微な変更については、この限りでない。
 - ア 医療機関の再編の事業の対象とする医療機関に関する事項の変更のうち、都道府県知事が個別に軽微と認める変更
 - イ 医療機関の再編の事業の内容の変更のうち、都道府県知事が個別に軽微と認める変更
 - ウ 医療機関の再編の事業の実施時期の６月以内の変更
 - エ 医療機関の再編の事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
 - オ 医療機関の再編の事業の用に供する不動産を取得する場合には、当該不動産に関する事項
- ② 軽微な変更の場合の届出
再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、①に掲げる軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を当該再編計画に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事を経由して地方厚生（支）局長に届け出なければならない。
具体的には、軽微な変更をした後おおむね６月以内に、当該変更について地方厚生（支）局長に届け出ることとし、時期の異なる複数の軽微な変更をまとめて届け出ることとする。
- ③ 再編計画の変更の認定の申請方法等
(１) ③～⑥については、再編計画の変更の認定について準用する。

（３）報告の聴取

地方厚生（支）局長は、再編計画の認定を受けた再編計画（変更の認定又は変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。）に係る医療機関の再編の事業を行う医療機関の開設者（以下「認定医療機関開設者」という。）に対し、当該認定再編計画に係る医療機関の再編の事業の実施状況に関し報告をさせることができる。

(4) 再編計画の認定の取消し

地方厚生(支)局長は、認定再編計画が(1)④の再編計画の認定の基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定医療機関開設者が認定再編計画に従つて医療機関の再編の事業を実施しないときは、再編計画の認定を取り消すことができる。(1)⑤及び⑥については、再編計画の認定の取消しについて準用する。

法第12条の2の2第1項の認定の申請等の手続きについて

第1 認定の申請手続き

法第12条の2の2第1項の認定の申請は、以下のとおり行うこと。

(1) 申請書の作成

申請者は、認定に必要な再編事業に関する所定の事項を別記様式第1に基づき記載すること。

(2) 事前の地域医療構想調整会議での合意

申請にあたって、別記様式第1の別紙1に基づく再編計画の記載事項について、地域医療構想調整会議において、協議がなされ合意されていること。

(3) 申請書の提出方法

別記様式第1に基づき記載した申請書及び以下の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して地方厚生（支）局長に提出すること。

- ① 登記事項証明書及び定款の写し、又はこれらに準ずるもの（申請をしようとする者が法人である場合）※1
- ② 住民票の写し（申請をしようとする者が個人である場合）※1
- ③ 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書※2
- ④ 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類※3
- ⑤ 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類※4
- ⑥ 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類※5

※1 これらの書類は、当該再編事業を行う全ての者のものを添付すること。

※2 これらの書類は、最近2期間の確定決算に基づく書類を添付すること。これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類を添付すること。

※3 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類には、当該会議に提出した全ての書類及び当該会議の議事録を添付すること。

※4 土地の概要が分かる書類にあたっては登記事項証明書を添付すること。

※5 建物の概要が分かる書類にあたっては建設にかかる基本的な計画等の書類を添付すること。

第2 認定再編計画の変更手続き

(1) 変更申請書の作成

認定医療機関開設者は、認定再編計画について変更しようとするときは変更事項を別記様式第2に基づき記載すること。

(2) 事前の地域医療構想調整会議での合意

変更申請にあたって、変更する再編計画の記載事項について、地域医療構想調整会議において、協議がなされ合意されていること。

(3) 申請書の提出方法

別記様式第2に基づき記載した変更申請書及び以下①～④の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して地方厚生（支）局長に提出すること。なお、③、④については、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。

- ① 変更後の再編計画（別記様式第1の別紙1及び別紙2）
- ② 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類※1
- ③ 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類※2
- ④ 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類※3

※1 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類には、当該会議に提出した全ての書類及び当該会議の議事録を添付すること。

※2 土地の概要が分かる書類にあたっては登記事項証明書を添付すること。

※3 建物の概要が分かる書類にあたっては建設にかかる基本的な計画等の書類を添付すること。

第3 認定再編計画の軽微な変更の手続き

（1）軽微変更届出書の作成

認定医療機関開設者は、認定再編計画について軽微な変更をしようとするときは変更事項を別記様式第3に基づき記載すること。

（2）軽微変更届出書の提出方法

別記様式第3に基づき記載した軽微変更届出書及び以下①～③の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して地方厚生（支）局長に提出すること。なお、②、③については、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。

- ① 変更後の再編計画（別記様式第1の別紙1及び別紙2）
- ② 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類※1
- ③ 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類※2

※1 土地の概要が分かる書類にあたっては登記事項証明書を添付すること。

※2 建物の概要が分かる書類にあたっては建設にかかる基本的な計画等の書類を添付すること。

第4 認定再編計画の実施状況の報告の手続き

（1）実施状況報告書の作成

認定医療機関開設者は、認定再編計画の実施状況について報告をしようとするときは報告事項を別記様式第4に基づき記載すること。

（2）実施状況報告書の提出方法

別記様式第4に基づき記載した実施状況報告書及び以下①～②の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して地方厚生（支）局長に提出すること。

- ① 認定再編計画（別記様式第1の別紙1及び別紙2）
- ② その他地方厚生（支）局長が求める書類

医政発 0528 第 4 号
令和 3 年 5 月 28 日
医政発 1001 第 6 号
令和 3 年 10 月 1 日
最終改正 医政発 1228 第 9 号
令和 4 年 12 月 28 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について

所得税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 11 号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年財務省令第 21 号。以下「改正省令」という。）の施行に伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 12 条の 2 の 2 第 1 項に規定する再編計画の認定（同法第 12 条の 6 第 1 項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の軽減措置が本日より講じられることとなりました。

当該軽減措置の適用を受けるために必要な手続き等について、下記のとおり定めることとしたため、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

記

1 趣旨

地域医療構想の実現のため、再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率を軽減するもの。

2 概要

(1) 制度の概要

令和3年5月28日から令和5年3月31日までの間に再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要な土地の取得をし、取得後1年以内に所有権の移転の登記を行った場合、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率を1000分の10（本則1000分の20）とし、建物の建築をし、建築後1年以内に建物の所有権の保存の登記を行った場合、当該建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率を1000分の2（本則1000分の4）とする。

（2） 医療機関における手続

再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築した土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、

- ① 登記を行う前に、改正省令による改正後の租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第30条の4の規定に基づき、別添様式の租税特別措置法適用証明申請書に必要事項を記載の上、地方厚生（支）局に申請を行うこと。

※ 租税特別措置法適用証明書の申請については、再編計画の認定の申請日以降に、下記申請先に郵送又はメールで提出することとする。

- ② 当該土地の取得又は建物の建築後1年以内に、登記の申請書に地方厚生（支）局より交付を受けた租税特別措置法適用証明書を添付した上で、登記所において登記を行うこと。

3 照会・申請先

（北海道厚生局）

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎8階
北海道厚生局健康福祉部医事課
TEL：011-709-2311

（東北厚生局）

〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア13階
東北厚生局健康福祉部医事課
TEL：022-726-9263

（関東信越厚生局）

〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館7F
関東信越厚生局健康福祉部医事課
TEL：048-740-0754

(東海北陸厚生局)

〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階
東海北陸厚生局健康福祉部医事課

TEL : 052-971-8836

(近畿厚生局)

〒540-0011 大阪府大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル7階
近畿厚生局健康福祉部医事課

TEL : 06-6942-2492

(中国四国厚生局)

〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル2階
中国四国厚生局健康福祉部医事課

TEL : 082-223-8204

(四国厚生支局)

〒760-0019 香川県高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー9階
四国厚生支局健康福祉課

TEL : 087-851-9566

(九州厚生局)

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎2階
九州厚生局健康福祉部医事課

TEL : 092-472-2366

※メールで申請書等を提出する場合の送信先は、各厚生(支)局にご確認ください。
さい。

医政発 0401 第 25 号
令和 4 年 4 月 1 日
最終改正 医政発 1228 第 9 号
令和 4 年 12 月 28 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について

地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 133 号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 27 号）の施行に伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「医療介護総合確保法」という。）第 12 条の 7 に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に基づき不動産を取得した場合に、当該不動産の取得に対して課される不動産取得税の課税標準の特例措置が本日より講じられることとなりました。

当該特例措置の概要等については下記のとおりですので、貴職におかれては、これを十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

記

1 特例措置の概要

地域医療構想の実現のため、認定医療機関開設者（医療介護総合確保法第 12 条の 2 の 2 第 1 項に規定する再編計画の認定を受けた医療機関の開設者をいう。以下同じ。）が、当該認定を受けた再編計画（同法第 12 条の 6 第 1 項の規定による変更の認定又は同条第 2 項の変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。）に基づき不動産を取得した場合における当該不動産の取得に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置（以下単に「特例措置」という。）を令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで講ずるもの。

2 特例措置の対象となる不動産

特例措置の対象となる不動産は、認定医療機関開設者が認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業（地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための2以上の医療機関の再編の事業をいう。）により取得する不動産であって、次に掲げる不動産以外の不動産であること。

（1） 宿舎の用に供する不動産

（2） その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設の用に供する不動産

3 特例措置の適用期間

特例措置は、認定医療機関開設者による上記2の不動産の取得が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までに行われたときに限り適用すること。